

事 務 連 絡
平成30年4月27日

神奈川県内特定行政庁

及び指定確認検査機関 建築主務課長 様
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 様

神奈川県建築行政連絡協議会 構造部会

神奈川県構造関連取扱い基準集2012の廃止と販売取りやめについて（通知）

陽春の候、皆様にはますますのご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、神奈川県建築行政連絡協議会では、県内での構造関係の統一的な取扱いとして、平成16年に神奈川県構造関連取扱い基準集2004年を発行し、その後の法改正等への対応として、基準集の一部廃止や「擁壁の取扱い」の追加を行ってきました。平成24年9月には、それらの対応を反映した、神奈川県構造関連取扱い基準集2012を発行して運用しております。

しかし、神奈川県構造関連取扱い基準集2012は、第三編「擁壁の取扱い」を除く第一編「上部構造」・第二編「基礎構造」で、これまでの法改正に対応できていないほか、平成30年3月16日に発刊された日本建築行政会議（JCBA）編集の「建築構造審査・検査要領-実務編 審査マニュアル-や建築物の構造関係技術基準解説書等と内容が重複する部分があることなどを踏まえ、平成30年5月31日をもって廃止することとします。

なお、上記に伴い、神奈川県構造関連取扱い基準集2012の販売を取りやめますが、「擁壁の取扱い」については、単一の取扱い基準として、神奈川県建築行政連絡協議会のホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz4/cnt/f5720/>）にて引き続き公開します。その際、「擁壁の取扱い」の文章の一部（P26 9～10行目）については、廃止する取扱いを参照する内容となっていることから、当該部分を削除します。削除部分については、別紙を参照して下さい。

以上

□「擁壁の取扱い」の削除部分について（P 26 9～10行目）

…、平 13 国交告 1113 号（地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件）の検討が法令上必要となる。
~~平 13 国交告 1113 号の詳細な取扱いについては、「神奈川県構造関連取扱い基準集 2004 年第 2 章 基礎構造」によることとする。~~

以上